

令和4年度 第3回 福生市子ども・子育て審議会 会議録

日時：令和5年3月24日(金) 午後2時から

場所：福生市役所第1棟2階第1、第2会議室

1 開会

【事務局】 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、「令和4年度第3回福生市子ども・子育て審議会」を開会いたします。私は、本審議会の事務局長を仰せつかっております、子ども家庭部長の吉野でございます。次第の前半までは、私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、配布資料の確認をいたします。皆様に事前にお配りしましたものは、資料1から資料6でございます。また、本日、机の上に配布しました資料は、本日の会議の次第、委員名簿及び「組織改正に伴う組織名称等の変更について」という通知文でございます。さらに、「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の冊子を、お持ちいただくよう依頼をさせていただいております。各資料はお手元でございますでしょうか。不足等がありましたら、事務局までお知らせください。

次に、発言に関する御案内でございますが、御発言の際は、挙手をお願いいたします。事務局よりマイクをお渡ししにまいりますので、マイクを使用いただき、御発言ください。

(欠席委員報告)

(出席職員紹介)

それでは、本日の会議は、お手元の次第に沿いまして進めてまいります。会議の終了時刻は、午後4時を目途にさせていただきますと存じますので、よろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

【事務局】 続きまして、次第2 佐々会長より御挨拶をお願いいたします。

【会長】 久しぶりの会議だということと、いろいろな懸案事項があるということで、今日も審議会の資料を前もって届けていただきました。事前にご覧いただいた上で、ご質問など忌憚なく出していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、これより、次第3の議題に入らせていただきます。以降の議事進行につきましては、佐々会長をお願いいたします。

3 議題

(1) 令和4年度第2回福生市子ども・子育て審議会会議録について

【会長】 それでは、本日の議題に入らせていただきます。はじめに、議題(1) 令和4年度第2回福生市子ども・子育て審議会会議録について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 議題(1)の御説明申し上げます。資料1をお願いいたします。こちらは、前回、令和4年9

月 12 日に行われました子ども・子育て審議会の会議録となります。お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございます。こちらの会議録を御確認いただきまして、御意見等がございましたら、3月31日（金）までに、事務局まで御連絡いただければと存じます。頂いた御意見に基づき会議録を修正後、ホームページに公開いたします。よろしく願いいたします。説明は以上です。

【 会 長 】 ありがとうございます。点検したところで、いろいろお気づきのところや御意見、御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では次の議題に移ります。

（2）令和5年度における福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の事業目標について

【 会 長 】 続きまして、議題（2）令和5年度における福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の事業目標について、事務局より説明をお願いします。

【 事務局 】 はじめに、子ども・子育て支援事業計画の概要について説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。この計画は、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子育て家庭を支援する支え合いの仕組みを構築するために成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする法律と、「子ども・子育て支援新制度」の仕組みに基づき、各自治体が定めている計画です。福生市では、令和2年度からの5年間の計画を策定した「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の実施期間中でございます。第2期では、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念に掲げ、6つの基本目標を定めております。この目標に向けて、年度ごとに、各担当課が具体的な事業目標を定め、その実施状況について評価をしております。今回、各担当課が「令和5年度 事業目標」を掲げましたのが、こちらの資料2の表でございます。

令和5年度の事業目標は、再掲を含めて247事業ございます。全てを説明すると長時間になってしまいますので、ここでは、新規事業など、令和4年度から大きく変更のありました事業を中心に説明させていただきます。ページ順に説明いたします。

初めに、3ページをお願いいたします。基本目標1 施策の方向（1）基本施策1の20番に「出産・子育て伴走型支援事業」を追加しました。出産・子育て伴走型支援事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、身近で相談に応じ、支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を合わせて行うものです。「伴走型相談支援」とは、保健師等が妊娠届出時や妊娠8か月前後、新生児訪問時に面談を実施するほか、ふっさ情報アプリ「ふくナビ」を活用し、継続的に子育て支援等に関する情報を発信しながら、妊婦さんや子育て家庭をサポートします。「経済的支援」とは、対象者に、出産・子育て応援ギフトを配布するものでございます。この事業は、令和5年2月、令和4年度中より開始されたため、この度の施策の体系に初めて入ることになりますが、方向性には、「令和4年度から新規」と記載しております。なお、こちらは、5ページの基本施策2の14番にも、再掲として掲載しております。

続いて、6ページをお願いいたします。基本目標1 施策の方向（2）基本施策1の2番「子育て支援カード発行事業」でございますが、令和4年度中に事業の見直しの方向性を決定しますということを審議会にてお伝えしておりましたが、リニューアルの内容が決まりました。大きく2つの変革を予定しております。一つ目が「カードのデジタル化」、二つ目が「専用サイトの構築」でございます。一つ目の「カードのデジタル化」でございますが、福生市LINE公式アカ

ウントにカードを表示するような仕組みとする予定です。会員登録は簡易な電子申請とする予定で、これにより、市民の利便性向上とともに、市の事務処理の効率化を図ることができます。二つ目の「専用サイトの構築」でございますが、市が専用サイトを構築し、協賛店の店舗検索を簡単にできるようにします。各店舗の専用ページも作成することができるため、協賛店のメリットも大きくなります。特にホームページを持っていない個人商店などのメリットはより大きくなると考えられます。新システムでの運用を開始するのは、システムの構築や既存協賛店への説明、また協賛店拡充に向けた依頼などもありますことから、令和6年1月を予定しております。

続いて、11ページをお願いいたします。基本目標2 施策の方向(1)基本施策1に22番「認可保育所における見守り体制の強化」を追加しました。こちらの事業は、保育士等の業務負担を軽減する目的で、清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人児童の保護者とのやりとりに係る通訳、園外活動時の見守り等など、保育に係る周辺業務を行う者の配置を支援するもので、令和5年4月から開始します。

続いて、16ページをお願いいたします。基本目標3 施策の方向(1)基本施策4において、6番「ふっさ輝きフェスティバル」及び7番「軽スポーツ&とん汁会」を廃止し、8番に「ふっさ青少育フェスティバル」を追加しました。「ふっさ輝きフェスティバル」及び「軽スポーツ&とん汁会」については、1年前に開催した審議会において、事業の見直しを検討していることをお伝えしておりましたが、その後、2事業を「ふっさ青少育フェスティバル」に一体化するという形で正式に見直し内容が決定しております。ただ、令和4年度は悪天候により、開催できておりません。

続いて、18ページをお願いいたします。基本目標3 施策の方向(2)基本施策1の7番「子ども食堂のあり方の検討」を廃止し、8番に「こども食堂支援事業」を追加しました。令和4年度に、子ども食堂について検討を重ねました結果、令和5年度より「こども食堂支援事業」を開始するための予算を計上しております。こちらの事業は、市内でこども食堂を行う事業者に対し、運営等にかかる費用の支援を行うほか、事業者間の情報共有などを目的とした連絡会を設置いたします。現時点では、2事業者に対する支援を予定しております。なお、こちらは、25ページの基本目標4 施策の方向(2)基本施策3の16番においても再掲として掲載しております。

続いて、21ページをお願いいたします。基本目標4 施策の方向(2)基本施策1に18番「医療的ケア児支援」を追加しました。こちらの事業は、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」を設置し、支援方法について協議し、医療的ケア児が適切な支援を受けられるようにするものでございます。

続いて、23ページをお願いいたします。基本目標4 施策の方向(2)基本施策2に6番「広報ふっさの多言語対応」を追加しました。こちらは、月に2回発行し市政情報を掲載している「広報ふっさ」を、専用のWEBサイト「広報プラス」にて多言語で御覧いただけるものです。100か国語以上の言語に翻訳した記事を御覧いただくことができます。令和4年度に施行実施していましたが、令和5年度より本格実施いたします。

続いて、27ページをお願いいたします。基本目標5 施策の方向(1)基本施策1に11番「高校生等医療費助成制度」を追加しました。こちらは、前回9月12日に行った審議会において、議題の一つとして説明させていただきましたが、高校1年生から3年生相当までの子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成するもので、令和5年4月から開始いたします。なお、福生市の独自の対応として、所得制限を撤廃する形で実施します。

最後になりますが、来年度は市役所内で組織改正が行われます。詳しくは後程説明させていただきますが、令和5年4月施行の「こども家庭庁設置法」や「こども基本法」を受け、福生市の子ども政策をより一層強化するために、司令塔として新たに「子ども政策課」を設置いたします。その関係で表の一番右側にあります「主担当課」が、変更されている箇所が多くございますので御承知おきください。

冒頭に御説明いたしましたが、令和5年度につきましては、再掲を含めまして247事業を計画しております。これらの事業目標に沿ってしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。説明は以上です。

【 会 長 】 説明が終わりました。何か御意見、御質問がございましたらお願いします。では次の議題に移ります。

(3) 児童発達支援センターの設置について

【 会 長 】 続きまして、議題(3)児童発達支援センターの設置について、事務局より説明をお願いします。

【 事務局 】 資料については資料3「児童発達支援センターの設置について」という9ページのものになります。

現在、福生市では発達に課題のある児童の増加を受けて、児童発達支援センターの設置について検討しております。令和5年度に準備を予定しておりまして、詳細の検討はこれからとなるため、本日の説明はセンター設置の目的、現状と課題、他市の状況について説明させていただきます。時間も限られておりますので要点の説明とさせていただきますが御容赦いただきたいと思います。

児童発達支援センターですが、平成24年の改正児童福祉法の施行により創設されております。地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練の実施や、発達に係る児童の相談支援、保護者や関係機関と連携して児童の支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

それでは1ページの第一1 児童発達支援センター設置の目的をお願いします。児童発達支援センター設置の背景といたしまして、平成24年に児童福祉法が改正されたことに伴い、障害児施設が体系化されその時点で全国1,700箇所あった児童発達支援事業所は平成29年4月には4,700箇所へ増加しております。児童発達支援や放課後デイサービスの事業所が市内や近隣自治体にもおおく設置されて、発達障害という言葉が広く認知されてきたこともあり、サービスに対するニーズは増加傾向にあります。

続きまして、2 児童発達支援センター設置の根拠でございます。国は児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。という指針を令和2年に示しております。障害福祉課では、令和3年3月に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画において、国の基本指針に基づき障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標として児童発達支援センターの確保について、令和5年度末までに児童発達支援センターを1箇所以上

確保することを位置付けています。

続きまして、2ページの第2 現状と課題をお願いいたします。ここでは福生市の障害児及び発達において、配慮が必要な児童への支援の現状について説明させていただきます。(1)健康課では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う中で、1歳6か月児・3歳児を対象に、乳幼児健康診査を実施しています。受診後、発達に関する所見があった乳幼児を対象に、心理相談等につなげ、保護者の理解を得たうえで、必要に応じて小児神経の専門医が対応する発達健診につなげています。保健師、臨床心理士、保育士等が児童の発達及び親子関係の構築や子育ての困難さの軽減のフォローアップを目的として、小集団でのグループ指導(ぱんだグループ)を実施しています。子育て世代包括支援センター係においては、市内幼稚園保育園を心理相談員が定期的に巡回し、発達に課題がある乳幼児の相談に応じています。子ども育成課では、保護者の就労や病気等により保育を必要とする心身に障害や発達の遅れ等がある児童を対象に、保育士の加配による保育を実施しています。

3ページをお願いいたします。障害児や要配慮児童に対し、医師の診断書や心理士の意見書に基づき、障害福祉サービス受給者証を発行しています。ケースワーカーが計画相談事業所と調整の上、障害者総合支援法に基づく児童発達支援事業、放課後等デイサービス等の障害福祉サービスの利用につなげています。

2 児童発達支援の現状でございます。(1)障害児数の推移でございます。4ページ、5ページの表と合わせてご確認ください。福生市における障害児通所支援サービスの利用による受給者証の発行数は、平成29年度と比較すると令和3年度では約2倍に増加しています。そのうち、児童発達支援事業を利用する障害児の数は約4.5倍に増加しています。文部科学省では令和4年に実施した「通常の学級に在籍する児童生徒に関する調査」において、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童の割合は、小学校では10.4%、中学校では5.6%と推定されており、同省が平成24年に実施した調査結果と比較して、小学校は2.7ポイントの増加、中学校では1.6ポイント増加しています。

5ページをお願いします。保育園等の状況でございます。子ども育成課が、保育所等に対して「障害児等に対する調査」を実施した結果、加配の対象の児童と医師や子育て世代包括支援センターからグレーゾーンと判断された児童は、併せて219人の児童がいることがわかりました。

6ページをお願いします。(2)児童発達支援事業の利用状況についてでございます。令和5年1月時点のサービス実績では、福生市で受給者証の発行を受ける児童は71人で、市内2カ所、市外19カ所の児童発達支援事業所を利用しています。市内には児童発達支援事業所は2カ所のみで、サービス提供の受け皿として市外のサービス事業所を選択する利用者が多いことを表しています。利用実績から市内事業所の月平均利用日数が11日であるのに対し、市外事業所の利用日数は月平均6日となっており、通所のしやすさが利用日数に影響しているものと推察されます。

7ページをお願いします。(4)児童発達支援に係るニーズの増加では、発達に関しての関心や意識の高まりとともに、要配慮児童や保護者が、発達の専門家に相談と、適切な療育や支援を受けられる体制を整えることが求められています。また、保育園等では、グレーゾーンと認められる園児も含め、配慮が必要な園児の増加により、保育に支障が出ており、保育園等への支援も求められています。

8ページをお願いします。児童発達支援について検討するにあたり、先行して実施している自

治体の視察を行いました。(日野市、狛江市、国立市、武蔵野市) また、これまでに社会福祉法人とのヒアリング、庁内の福祉、保健、子育て、教育の各部署との協議を重ねた結果、障害児療育に係る様々な課題が浮き彫りになりました。抜粋して申し上げますと

- ・発達障害全体の取組に精通した専門部署の必要性
- ・市内に児童発達に係る中核的な支援施設がなく、行政や民間で様々な機関が対応していることによる連携の困難性等があげられました。

9ページをお願いいたします。26市の児童発達支援センターの設置状況と運営形態になります。公設・公営及び公設・民営は、元々児童発達支援を直営等で行っていたものを児童発達支援センター化したものとなります。2の近隣では昭島市、あきる野市がそれぞれ民設民営で実施しております。説明は以上でございます

【 会 長 】 説明が終わりました。何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

【 委 員 】 大したことではなくて恐縮ですが、7ページの(4)についてです。「配慮が必要な園児の増加により保育に支障が出ており、保育園等への支援も求められている」とありますが、言葉だけがひとり歩きすると、幼稚園・保育園が障害を持ったお子さんを受け入れると保育が大変になってしまうから、発達支援センターの方で扱って下さいというふうに捉えてしまうと、少々誤解されてしまうかなと思います。文言のことなのかもしれないですけども、増加することだけが問題ではなくて、その中でもそのお子さんをどのようにチェックしていくのかとか、親御さんとのようなやり取りをしていくのかというのは、特別な配慮が必要な部分で、いろいろと配慮しなくてはいけないところも多くなって、それが時として負担になります。ただ、その負担というのは、幼稚園・保育園に入るのを拒否するということではなくて、そういうちょっと特別な配慮が必要になってきて、現場の先生たちがいろいろ対応するときに発達支援センターのフォローがあると、園内でもいろいろな対応ができると思います。だけど、それとはまた別の方法として、こういう児童発達支援センターがあって、両方で協力して受け入れるような形ができていくと素晴らしいのではないかなというふうに思うことだけ一応述べさせていただきました。以上です。

【 委 員 】 今のお話のこともそうなのですが、集団の中で配慮を必要とするお子さんの親御さんの対応について、お子さんの対応はチームでできますけれども、親御さんの対応は現場にいる保育士にとっては心理的負担が正直あります。保護者対応といいますが、やはりそういうお子さんの親御さんにも特徴的な傾向が多くありますので、一つの言葉が非常に大きく響いてしまったりすると、関係が悪化してしまって前に進まなくなる例が結構多くあります。その保護者対応というところで、保育園だけではやりきれないので、ぜひこれからできる施設と協力しながら前へ進めると、よりよい保育に繋がるのではないかと考えております。よろしくをお願いいたします。

【 事務局 】 ご意見ありがとうございました。発達支援センターを開設した際には、基本的に保護者支援、または地域支援事業といたしまして、保育園の先生に対しまして、児童への対応の仕方等々について、専門家をご紹介させていただくような事業を予定しております。そういう機会を通じまし

て、そういった先生方に対するフォローアップ等もしてまいりたいということでございます。

【 会 長 】 一つよろしいでしょうか。私があまりよくわかってないかもしれませんが、現在も支援が必要な人たちに対しては、臨床心理士さんやいろいろな人たちが訪問して対応しておられるのですが、それと今度創設される機関との関係というのは、どのようになるのでしょうか。上位の機関になりますか。

【 事務局 】 上位ではなく、中核的な支援施設という位置づけとなっております。健康課等々でも保育所を訪問し、巡回をして、課題に対して支援をしているという状況でございますが、児童発達支援センターの関係が強いに案件におきましては、庁内の関係機関はもとより、事業者等とも連携をいたします。また幼稚園・保育園、また小・中学校においても巡回をして、こちらについては、そこで支援をしていただく先生方のフォローアップなど、そういったところを中心と実施をして、また関係機関とも情報共有しながら、そういう保護者たちをサポートしていくということを想定しております。

【 会 長 】 はい、わかりました。よろしいでしょうか。先ほど、委員からの意見にもありましたけれども、こういう支援を要する者に対してのことで、文言上に関しても、先ほど別の委員からの意見もありましたが、お子さんやその保護者の方に対しての言葉遣いですよね。そういうふうなことは、やはり保護者にとってそういうお子さんを持って育てていくことの大変さということがあろうかと思うのですね。私も長年そういう子どもたちとともに動いてきたという経緯があるのですが、今度そういうセンターができた時に、今現在動いておられる方がセンターに異動されるのか、どのようになっていくのかわからないですけれども、福生がそういうセンターを置くということに対しては、「子育てするならふっさと」という言葉もあります。子育ては障害があるお子さんも、どの子でも豊かに育てていくような体制をとっていかう、そこに対する支援をしていくというようにことだと思っております。そのような中で、表現上のことは、何気ない一言で傷ついてしまうということがあったりすると、そこに伺うのも嫌だ、出向くのも嫌だということになったりするかもしれませんので、設置をする準備とか、いろいろなことが大変であるかと思っておりますけれども、センターができるまでの間は、現行の施設でやっていただくことをしっかりとやっていただいて、そういうセンターができたときに、またより充実した期間になるようになってほしいという気持ちでおります。どうぞよろしく願いいたします。では、次の議題に行きたいと思っております。

（４）若葉保育園及び弥生保育園の利用定員の変更について

【 会 長 】 続きまして、議題（４）若葉保育園及び弥生保育園の利用定員の変更について、事務局より説明をお願いします。

【 事務局 】 それでは、議題（４）若葉保育園及び弥生保育園の利用定員の変更について、説明させていただきます。資料４を御覧ください。こちらの資料は、令和３年度第１回子ども・子育て審議会において、「保育の供給量適正化の検討について」を御報告させていただき、その内容を要領として定めたものでございます。

資料５を御覧ください。令和４年４月１日現在の各園の状況です。令和２年度、令和３年度の

利用者数の状況を定めた要領に当てはめると、若葉保育園、弥生保育園が利用定員減の協議対象施設となりました。若葉保育園からは令和5年度から利用定員を100名から90名に引き下げたい旨の協議があり、また、弥生保育園からは令和5年度から利用定員を90名から80名に引き下げたい旨の協議がございました。協議の結果、これを了承したことをご報告させていただきます。説明は以上です。

【会 長】 説明が終わりました。何か御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、ご了承いただいたということになります。では、次の議題に移ります。

(5) 次期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の策定について

【会 長】 続きまして、議題(5)次期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 議題(5)の説明をいたします。資料6及び「福生市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」の冊子をお願いいたします。

はじめに、1 子ども・子育て支援事業計画についてです。議題(2)にて、子ども・子育て支援事業計画について少し説明をしましたが、改めて概要を説明いたします。子ども・子ども支援事業計画とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」の第61条で、全市町村に策定が義務付けられている計画でして、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めた量の見込みを把握し、それに対する確保方策を定めた計画です。資料に、これまでと今後のスケジュールの表を載せましたが、この計画は策定が義務付けられているため、全市町村一律のスケジュールとなっております。令和4年度現在は第2期の計画期間にあたります。今後は、第3期の策定に向けて、令和5年度にニーズ調査、6年度に策定作業が控えております。

(2)の福生市における子ども・子育て支援事業計画についてでございます。計画の冊子を御覧ください。先ほど申し上げた、「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援業計画」については、第5章(P111～)にて定めています。また、議題(2)にて説明した、施策の展開については、第3章(P65～)及び第4章(P72～)にて定めておりますが、こちらは、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」として定めております。また、この施策の体系の中に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市町村計画を盛り込んでおります。資料の1ページの一番下の図にて示したとおり、「福生市子ども・子育て支援業計画(第2期)」は、これらの内容を盛り込んだ計画となっております。

続いて、資料の2ページ、2 こども計画についてでございます。前回、9月12日に行いました審議会で、「こども家庭庁設置法及びこども基本法について」という議題でも説明させていただきましたが、こども計画とは、令和5年4月から施行される「こども基本法」にて、策定が努力義務化されている計画です。国が定める「こども大綱」と都が定める「都のこども計画」の内容を勘案して作成する必要があります。資料に「こども基本法」第11条の条文を載せておりますが、こども計画策定の過程において、「こどもの意見聴取」を行う必要がある、というのが、この計画の大きな特徴となっております。また、国の「こども大綱」は、令和5年秋頃に成立する

とのことですので、それ以降に作成をします。(2) 計画の内容にて、こども計画に含む必要があるとされる内容についてを記載しております。また、「その他法令の規定により、市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体的に作成することが可能」とされておりませんが、子ども・子育て支援事業計画はこれに該当すると解釈することができます。

次に3ページ、3 福生市での方向性について説明いたします。福生市では、今後策定をしなければならない第3期の「子ども・子育て支援事業計画」と、今後策定が努力義務化されている「こども計画」を、「(仮称) 福生市こども計画」として一体的に策定したいと考えております。

なお、一体的に策定する場合は、「こども基本法」の下に、「子ども・子育て支援法」があるため、「こども計画」の中に「子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で策定しなければなりません。つまり、「福生市子ども・子育て支援事業計画(第3期)」という名称の計画の中に、こども計画の内容を包含する、ということではできない、ということになります。資料に図を示しましたが、内容を含む必要がある計画として「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策計画」を、また一体的に作成してもよいとされる計画として「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を、これら全てを包含した形での作成を、現時点では想定しております。第2期計画と同様に、「子どもの貧困対策計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」は、この子ども・子育て審議会への諮問を予定しておりますが、「子ども・若者計画」は青少年問題協議会への諮問を予定しております。青少年問題協議会とは、加藤市長を会長とし、教育関係者や学識経験者、児童相談所や警察関係者など、様々な分野の委員から構成されている会議体でございまして、青少年を取り巻く問題や様々な施策について協議をする場です。事務局は本審議会と同様、子ども育成課が担当しております。現時点では、このような形で1つの計画を作成するにあたり、2つの会議体へそれぞれ意見を求めながら、作成してまいりたいと考えておりますが、今後、国から発出される情報等を加味しながら、柔軟に対応していく予定でございます。

最後に、4 今後のスケジュールについてでございます。第2期策定時にも、コンサルタント事業者に、ニーズ調査及び策定の支援をしていただきましたが、今回も同様にコンサルタント事業者からの支援を予定しており、その契約事務が5年度に入ってから行うこととなります。スケジュールの表は、あくまで現時点での案となりますので、進捗状況によって前後する可能性がございますので、御承知いただきたいと存じますが、大まかに御説明いたしますと、令和5年度中に、こどもの意見聴取やニーズ調査などを行い、令和6年度中に計画策定というスケジュールとなっております。説明は以上でございます。

【 会 長 】 説明が終わりました。いろいろ変わっていくということですね。いろいろと大変なんだろうなということがしみじみと伝わってくるような内容ですし、国自体の大綱がまだ示されていないとか、かつての報道の方では、3月末あるいは5月に示されると言われていたのですが、国が揺れ動いているというか、今回の資料では秋に出されるということになっています。こども大綱ということで、貧困など子どもたちの様々な問題と組み合わせながら作られていくのではないかと受け止めました。こども大綱は求められる内容が大変多いということと、現行の計画などで進んでいたことが、どういうふうに変っていくのかというのが、東京都の方もまだ見えないということですね。今までの計画を進めながら、こども大綱との関係を捉えた上で、子ども・子育て会議の審議会の中で検討すべきものに関しては、こちらでご意見を賜りながらこども計画の策定を進めていくこ

とになるのでしょうか。そこに、青少年問題協議会の関係のことも報告していただいていたいたりとか、そのようなことが今後連動すると言うのでしょうか、関係し合いながら進めていくことになるかと受け止めましたけれども、そのような方向でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい、現時点では全くおっしゃるとおりでございます。

【会長】 はい、ありがとうございます。何か御意見、御質問がございましたらお願いします。

【委員】 質問させてください。子どものニーズをアンケートで集めるということですが、福生市が行う事業について子どもがどう思うかとか、子どもがどういうことを求めているかというのを探るとい意味でよろしいでしょうか。

【事務局】 そのような部分もございます。どのようなアンケート調査の内容にするかというのは、コンサルタント会社の考え方とか、もちろん我々の考え方をお話して、相談しながら内容を決めていくこととなりますが、当然これからは「こどもまんなか社会」というように国の方も言っているとおり、我々福生市では、「子育てするならふっさ」に加えて、「こどもまんなかふっさ」という新たなスローガンを出して、今回も3月の議会で市長がそれを発出した状況です。子どもの本当のニーズというのをどうやって引き出すかというのは、これから考えていくことになるのですが、当然そのアンケート調査、ニーズ調査でそれを引き出そうとしますし、例えばですが、この審議会に中学生や高校生に入っていただくということも含めて、子どもの意見をしっかりと取り入れていきたいというように現時点では考えております。また、やはり一番難しいところが子どもの意見の聴取方法だと思いますが、今、国の方で調査研究をやってみて、どのように子どもの意見を取りまとめ、自治体の方でそれを取りまとめていくのか、どういう方法でニーズを把握していくのかということを一先懸命研究してくださっているようです。それについては、そろそろ打ち出されて、その研究成果が市町村の方にも降りてきて、このような形が考えられますよというのが示される予定です。

【委員】 追加で質問させていただきますが、これまで子どもたちが市政に関わったり、小学生・中学生・高校生も含めて、彼らの考えを市政に反映するといった施策はこれまでやってきたのでしょうか。

【事務局】 もちろん、この子ども・子育て支援事業計画は、小学生・中学生に対して、親が答えるのではなくて、子ども自身がアンケート調査に答えるということもやっておりますし、あとは福生駅西口の再開発計画なども、高校生から意見を聴取したりなど、様々な形でやってきております。ただ、これからはこどもまんなか社会を目指して、よりしっかりと子どもニーズを聞き、子どもの目線、子どもの意見、子どもの権利を中心にやっていこうというのが、今の福生市の目標になります。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 他に何かご意見はございますか。

【 委 員 】 質問なのですが、この「こどもまんなか社会」で、子どもの意見を一生懸命吸い上げようとするこども基本法が成立されて、子どもの権利が認められて、子どものための社会を大人が作ろうとしているということを学ぶ時間を学校などで設ける予定はありますか。

【 事務局 】 そのような時間を設けることも考えたいです。大切なことだと思いますので、教育委員会にこのような意見があったことを伝えさせていただきます。

【 委 員 】 私の子どもが6年生で、今日小学校を卒業したのですが、子どものところに学校経由で教育委員会からのアンケートがきたりするのですが、せっかくのアンケートなのに面倒だからと言ってきちんと見ず、「わからない」とか適当に答えることもあります。そのため、このアンケートはあなたたちにとってこれだけの影響があるということ子どもたちに先に周知してからやっていただけるといいかなと思います。

【 事務局 】 おっしゃるとおりで、大変貴重な意見をありがとうございます。実は今度、一小の中に念願だった学童クラブ、「スマイルクラブ」というクラブが入るのですが、このスマイルという名前をつけてもらったのは、子どもたちに配布されているタブレットのアンケート機能を使ってアンケート調査をやって、その結果「スマイル」が一番多かったので、「スマイルクラブ」という名称になりました。このアンケートのときに、想像できると思うのですが、やはりかなりふざけた名称などもあつたりするので、先生方からも説明をしていただくことで、きちんと真面目に考えてくれました。今後も、政策の骨子に関係するような内容であれば、そこは本当にしっかりと説明する必要は確かにあると思いますので、教育委員会と相談してみます。ありがとうございます。

【 委 員 】 今のお話を伺っていて、子どもたちへのアンケートは、特に子どもたちがタブレットを1人1台使えるようになってからは、すごく多量です。恐らく、タブレットでやれるから簡単だというイメージがあるのだと思うのですが、そのために子どもたちはかなりの回数のアンケートに答えています。

アンケートがある度に、1年生から6年生までいますから、それぞれに捉え方も違うと思うので、必要な説明も違うとは思いますが、教員は1時間の授業を使って、それを答えることになっているといふ事は、皆さんもわかっていただけるとありがたいなと思います。各部署それぞれからアンケートがくるので、私が今イメージしているだけでも年に5、6回のアンケートがきていると思います。子どもの意見を聞いていただけるのは本当にありがたいですし、子どもを中心に置き、子どもの気持ちに耳を傾けるのはとても大事なことだと思うので、ぜひお願いしたいことです。

ただ、わかってもらえるというのは、聞いて話したからわかってもらえるだけではなくて、本当にその子たちのことを考えたらこうしてほしいのではないとか、「こう思っているよね」ということを大人から投げかけて、子どもたちが自分たちのことをわかってくれていると思うこともすごく重要なことだと思うので、どの部分で子どものアンケートを取るのか、それともどの部分では慮って、こちらから「こんなふうにしていったらどうだろう、これがいいと思うからこれをやってみようよ」というようにするなど、そのあたりは内容によって考えていただけると大変

ありがたいと思います。この場で言う言葉として適切かわからないのですけれども、最近子どもにいろいろ選ばせるというのが主流になっているところがありますが、選択をするための材料が子どもにはまだその年数分しかありません。けれども、大人の感覚で、何が何でも選べるではないか、好きなことを言えるのではないかと思いきるばかりに、選んでいいよと言ってしまおうのですが、子どもがその真偽がわからずに、何を選んでいいかわからないのに選ばなくてはいけないというような状況を作らないでいただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 大変貴重なご意見をありがとうございます。この場で様々なご意見を伺えて、非常にありがたいと思っております。これまでの考え方を反省するところもございますが、先ほど申し上げたのですが、国の方で意見の聴取の仕方ということをいろいろ考えてくれておりますし、まさにそのやり方というのは本当にしっかりと考えていかなければならないことだと思います。ありがとうございました。

【会長】 しっかりと受け止めていただいて、考えていただくようお願いいたします。ありがとうございました。他によろしいでしょうか。次の議題に移ります。

(6) その他

【会長】 続きまして、議題（7）その他ですが、何かありますでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】 私は「ふっさプレイパークの会」というのをやっているのですが、来年度のチラシができましたので、お渡しできればと思います。来年度も今年度に引き続き、毎月第3日曜日と、乳幼児対象のプチプレイパークを第4日曜日に実施します。子どもたちは公園内で遊びながら、保護者の方もほっと一息つける場所になっていますので、リフレッシュしにお越しいただければと思います。先ほどの議題にもありましたが、第2期の子ども・子育て支援事業計画を作る際のアンケート調査の自由記述の中でも、「子どもたちが自由に走り回れる場所がほしい」というような意見もありましたので、子どもたちが自由に意見を言い、自由に走り回り、自由に行動できることができるプレイパークにぜひお越しいただいて、雰囲気など見ていただければと思います。

【会長】 その他ございますか。

【事務局】 事務局からよろしいでしょうか。まだ状況ははっきりしないのですが、前回の審議会でも福生多摩幼稚園の付属という形の小規模保育園のひよこが廃園になったという話をしましたが、今度はその本体の幼稚園の方が非常に厳しい状況です。職員が全員辞めてしまう全員辞めてしまうということで、3月13日に保護者に通知がありました。非常に厳しい状況ですが、今いる職員は全員辞めてしまいましたが、来年から新しい職員を探して続けてやりますというような通知内容と聞いております。その後、また保護者に新たに通知を出したりとかしているようなのですが、かなりの数の方が保育係の方にも転園のご相談の連絡が来ておりますし、また、他の幼稚園さんにもその対応をしていただいております、既に今後の手続きが始まっているようなところもあります。また、保育園にも転園について連絡が入っているということも聞いております。

どうしても、幼稚園に通っている方の転園を市が斡旋することはなかなかできないので、

大変申し訳なくないと思っているのですが、一応そのような状況があつて、市内の幼稚園の一つが、もしかすると本当になくなってしまうかもしれないという現状がございまして、それはこの場でご説明しておかなければならないと思いましたので、急遽議題として入れさせていただきます。

【 会 長 】 いろいろと大変なことが起こっていますが、せっかく幼稚園に入園する楽しみにしていた子どももいるでしょうし、事務局の方がどのように関わるのかという、大変難しい状況だろうと思えますけれども、保護者や子どもたちが困らないよう、何とか良い方向になるよう願うしかありません。

その他ございますか。

【 事務局 】 事務局より2点、お話しさせていただきます。1点目に、事務局の組織変更についてでございます。本配布しました「組織改正に伴う組織名称等の変更について」という通知を御覧ください。議題（2）でも説明させていただきましたが、令和5年4月の組織改正により、「子ども政策課子ども政策係」が新たに設置されます。それに伴いまして、本審議会の事務局が、「子ども育成課子ども育成係」から「子ども政策課子ども政策係」に移ることになります。また、「保育係」及び「子育て支援係」は、子ども育成課のままですが、それぞれ「保育・幼稚園係」「手当助成係」に、係名が変わります。なお、通知に記載してございますとおり、事務局の電話番号やメールアドレス等の連絡先につきましては、変更の予定はございません。御承知おき頂ければと存じます。

2点目は、今後の予定でございます。令和4年度の審議会は本日が最後となりまして、令和5年度は、現時点では4回の開催を予定しております。次回、令和5年度第1回審議会は、令和5年7月頃の開催を予定しております。詳細な日程が決まりましたら、改めて開催通知を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【 会 長 】 その他ございますか。他にないようでしたら、これで本日の議題はすべて終了いたしました。以上をもちまして、「令和4年度 第3回 福生市子ども・子育て審議会」を閉会いたします。ありがとうございました。